

平成27年度 小中学校・幼稚園定期監査結果に基づく措置状況等の報告

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
2. 監査対象年度 平成27年度
3. 監査結果報告 平成27年10月2日

所属等	定期監査結果（指摘事項）	措置状況等
学校教育課	<p>給食費、教材費、旅行積立金の会計処理を適正に行うため、以下の3点について早急に対策を講じられたい。</p> <p>I. 伊賀市学校給食費の会計処理に関する内規はあるが、教材費、旅行積立金の取扱規定がないため、一定のルール作りに取り組まれたい。</p> <p>II. 学校長の会計管理状況について、教育委員会担当課が通帳等をチェックすることにより、指導監督が働くような体制を構築されたい。</p> <p>III. 全ての項目において通帳にも支出目的・支出先等を簡潔に記載するとともに、金銭出納簿等を作成し、保護者や学校長による会計監査等を円滑に受けられるよう努められたい。</p>	<p>【措置済】報告日：平成28年8月29日</p> <p>I. 昨年度より策定を進めていた「学校諸費等に関する取扱い要領」を4月1日付けで施行した。4月7日の校（園）長会議にて周知した。</p> <p>II. 今年度より8月の表簿検査で学校訪問する際に教育委員会が通帳等の点検を行う。</p> <p>III. 教材費、旅行積立金等の学校長集金の会計処理において、各通帳に支出目的・支出先等を簡潔に記載すること、金銭出納簿等を作成し保護者や学校長による会計監査等を行うことについて指導を行った。</p>